



全員参加の、役に立つEA21の仕組みとは？ (第18回)

「文書類の作成・管理」(その1)

そもそも、文書類(文書及び記録)は何のためにつくるか？

EA21ガイドライン2017年版では、2009年版まで、「文書と記録」に区別されていたものが、「文書類」として両方をひとまとめにして取り扱っています。これは例えば、環境法令の一覧表は「文書」扱いで、法遵守確認・評価したものは「記録」となりますので、これらを一緒にした一覧表はどう扱うのか、という混乱がありました。同じものを2部準備し、遵守評価欄に記載のないものを「文書」とし、遵守評価欄に評価した結果を記載したものを「記録」として作成する、という無駄なことをする事業者もありました。(審査員が要求したかも知れません)

これらを避けるために「文書類」とし、文書・記録が混じったものでもよい、としたものです。

さて、本題に入りましょう。

文書および記録をEA21の要求だから、仕方なく作成していませんか？

そうだとすれば、実にもったいない話です。「文書」は御社のありようを示すものであり、「記録」は御社の歴史を表すものです。おろそかに扱ってはいけません。

詳しく見ていきましょう。

ISO9001品質マネジメントシステムの文書、記録の定義をみてみましょう。

実は、ISOでも文書・記録という表現はなく、「文書化した情報」ということばを使っています。そしてあらゆる場面で「文書化した情報を維持する」などという要求が出てきます。それほど重視している、という現れです。

では文書及び記録とは何か、事例と共にみていきます

・ **文書**：一つのユニットとして取り扱うことのできる、記述された情報又は対象物

例：仕様書、手順書、図面、報告書、規格、書類、方針書、計画書、一覧表
指示書、QC工程図(表)、組織図

仕様が変われば仕様書も改訂される。手順の改善がなされれば手順書も改訂され、しかるべき立場の人の承認を得て配布される。こういう性質があります。

・ **記録**：法的義務に従い、または、ビジネスの実務において、組織又は個人により証拠や情報として、受領され、維持される情報。達成した結果を記述したもの、実施した活動の証拠を提供するもの。

例：受入検査記録、測定記録、監視記録、作業日誌、点検記録、計画の実施記録

記録の要件：真正性、信頼性、利用性、完全性が求められます。要するに「改訂」という概念はない。よって、記録の「承認」という考え方は、そもそも存在しないのです。ISOでは記録の承認は求めていません。

次回では、文書および記録の目的や作成する上でのポイントなどを述べます。

ご案内 EA21ガイドライン 2017年版への移行

一般事業者向けガイドライン(GL)2017年版は2018年4月1日から移行審査の申込を受け付けており、2020年3月31日には申込の受付が終了します。未だ移行審査を受けていない事業者様は2019年度内に移行審査の申込をしなければなりません。

また、建設業者向けと食品関連事業者向けGLは2018年10月に発表されており、2017年版への移行審査は2019年10月1日から2021年9月30日の間に移行審査を申し込まなければならないことになっています。

更にまた、産業廃棄物処理業者向けGLは本年3月31日までに発表されることになっています。

ご案内 食品・建設(GL2017年版)説明会開催

食品関連業者向けGL2017年版と建設業者向けGL2017年版の説明会が下記の要領で実施されます。該当する事業者様はこの機会にもれなくご参加頂きますようご案内します。

主催者:地域事務局 さいたま 参加費:無料 申込期限:4月5日(金)
開催日時:2019年4月12日(金) 食品向けGL:10時~12時 建設向けGL:14時~16時
場所:さいたま市浦和区高砂3-12-2 埼玉教育会館 201会議室
詳細:地域事務局さいたまの右記URL参照 <http://www.saitama-kankyo.or.jp/ea21.html#anchor10>

報告 EA21フォローアップセミナー盛況に開催

地域事務局さいたま様、同埼玉県中小企業団体中央会様、中央事務局様共催で2月13日(水)にEA21フォローアップセミナーが開催されました。このセミナーはEA21認証・登録事業者様のレベルアップと交流を目的に一昨年に引き続き、開催されています。

弊会須田 昭理事長が「EA21GLへの移行でマンネリからの脱却」をテーマにして基調講演しました。今回は約80人、29社のご参加を頂き、また3社から事例発表をして頂き大変盛況でした。更に、質問者に回答する交流相談会で弊会副理事長若崎 登がコーディネーターを務め、セミナーに協力しました。

セミナー終了後の懇親会には30人にご参加頂き大変盛り上がりました。ご参加頂いた皆さんに御礼申し上げます。



須田 昭理事長のスピーチの様子

情報 マイクロプラスチック問題

今話題になっているマイクロプラスチック(MP)についてご説明します。プラスチックは非常に便利な物質ですが、自然界に排出されるとやがて海に流れると、紫外線によって劣化し、波にもまれて小さく砕けてきます。5mm以下のプラスチックはMPと言われていて、環境上大問題になっています。

有害物質がMPに付着して魚・鳥等の体内に取り込まれ、めぐりめぐって人間が魚肉を食べることによって人に害を及ぼすのではないかと危惧されています。

そのために、昨年開催された主要7か国(G7)関係閣僚相会議で発表された「海洋プラスチック憲章」では使い捨てプラスチックの削減が決められました。日本においては、遅ればせながら関係法律(海洋漂着物処理推進法)を改正して、罰則はない努力義務規定を追加しています。更に、政府は「プラスチック資源循環戦略」を策定して、①使い捨て容器・包装の削減②使用済プラスチックの徹底回収③バイオプラ等への転換を掲げています。更に、環境省は「プラスチック・スマート」キャンペーンを展開し、普及のためのロゴマークの使用を奨めています。



企業においては、レジ袋の削減、プラスチックを使用しないストロー・カップの採用等の動きが進められています。しかし、漁具、人工芝、発泡スチロール等が大きな比率を占めており、これらへの対策も重要です。

事業活動においては、廃棄物を不法投棄せずに適正に処理することが重要ですが、更に、従業員にMP問題の重要性を伝えることも重要です。また、日常生活においては同様に廃棄物の適正処理をすることが対策の基本ですが、ポイ捨てをしないことも必要です。

この様な転換点はビジネスチャンスにもなります。例えば、紙、または生分解性プラスチックを使用したストローや容器もエコビジネスになります。

NPO法人 彩の国環境活動推進会(略称：NPO法人 彩進会)とは・・・“低炭素社会形成に貢献”

県内における環境活動の推進を図る目的で、主にEA21 審査員で構成されたNPO法人組織です。環境経営システム構築・推進、省エネや省資源、モノづくりにおける不良低減や生産性向上などの生産性改善ならびに地球温暖化防止のための二酸化炭素排出抑制の関連制度や技術の開発研究、普及推進等の活動を実施している専門家集団です。

URL : <https://www.kankyo-saishinkai.com/>